株式会社みんなの樹　住宅型有料老人ホームいきいきホームみんなの樹運営懇談会規約

１　目的

住宅型有料老人ホームいきいきホーム（以下「いきいきホーム」という。）の健全な運営と入居者の快適で心身ともに充実した生活を実現するために、必要な事項について、意見を交換する場として「運営懇談会」を設置します。

２　運営懇談会の構成

（１）運営懇談会はいきいきホームを代表する職員、入居者、家族及び第三者により構成します。

（２）入居者の身元保証人等（成年後見制度に基づく後見人等を含む。）も構成メンバーとします。

（３）いきいきホームを代表する職員は、必要に応じて出席して、ホーム全体に関する事項について説明します。

３　運営懇談会の開催

（１）運営懇談会は、原則として、運営懇談会を年１回以上開催します。但し、定例運営懇談会の他、事業者または、運営懇談会の構成メンバーが必要と認め、事業者が必要と判断した場合は、臨時運営懇談会を随時開催するものとします。

（２）運営懇談会は、施設管理者の名において開催し、進行はいきいきホーム職員が行います。

４　議題

（１）いきいきホームにおける入居者の状況、サービス提供の状況

（２）介護保険、管理費、食費等の収支の状況のほか、いきいきホーム本体の各会計年度の財務諸表等の決算報告

（３）管理費、食費その他のサービス費用および使用料の改定

（４）運営規程、管理規程等の諸規則の改定

（５）入居者の意向の確認や意見交換

（６）年度ごとの介護にかかわる職員体制の算定方法及び算定結果についての説明等

（７）その他特に必要と認められた事項

５　通知方法等

（１）運営懇談会開催通知は、ホーム掲示、書面による通知等により行います。

（２）開催通知には、開催日、議事内容、報告事項及びその他意見交換事項を含みます。

６　議事録の作成と開示の方法

運営懇談会の議事内容については、開催の都度、双方の発言内容を記録した議事録を作成し、不参加の入居者にこの議事録を配布します。議事録は２年間保存します。

７　施行日

この規約は、平成 28　年　4 月　5 日から実施いたします。